

筑西市介護予防・日常生活支援総合事業単位数サービスコード表

通所型サービス(独自:通所介護相当サービス)サービスコード表

サービスコード	サービス名称		算定項目	合成単位数	算定単位		
	種類	項目					
A6	1111	通所型独自サービス11	通所型サービス費1	1,798単位	1,798	1月につき	
A6	1112	通所型独自サービス11日割	事業対象者・要支援1(週1回程度)	59単位	59	1日につき	
A6	1121	通所型独自サービス12	要支援2(週2回程度)	3,621単位	3,621	1月につき	
A6	1122	通所型独自サービス12日割		119単位	119	1日につき	
A6	1113	通所型独自サービス21	通所型サービス費2	436単位	436	1回につき	
A6	1123	通所型独自サービス22	事業対象者・要支援1 ※月4回まで 要支援2 ※月8回まで	447単位	447	1回につき	
A6	C211	通所型独自 高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	18単位減算	-18	1月につき	
A6	C212	通所型独自 高齢者虐待防止未実施減算11日割		1単位減算	-1	1日につき	
A6	C213	通所型独自 高齢者虐待防止未実施減算12		36単位減算	-36	1月につき	
A6	C214	通所型独自 高齢者虐待防止未実施減算12日割		1単位減算	-1	1日につき	
A6	C215	通所型独自 高齢者虐待防止未実施減算21		事業対象者・要支援1 ※月4回まで	4単位減算	-4	1回につき
A6	C216	通所型独自 高齢者虐待防止未実施減算22		要支援2 ※月8回まで	4単位減算	-4	1回につき
A6	D211	通所型独自 業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	18単位減算	-18	1月につき	
A6	D212	通所型独自 業務継続計画未策定減算11日割		1単位減算	-1	1日につき	
A6	D213	通所型独自 業務継続計画未策定減算12		36単位減算	-36	1月につき	
A6	D214	通所型独自 業務継続計画未策定減算12日割		1単位減算	-1	1日につき	
A6	D215	通所型独自 業務継続計画未策定減算21		事業対象者・要支援1 ※月4回まで	4単位減算	-4	1回につき
A6	D216	通所型独自 業務継続計画未策定減算22		要支援2 ※月8回まで	4単位減算	-4	1回につき
A6	8110	通所型独自サービス 中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A6	8111	通所型独自サービス 中山間地域等提供加算 日割				1日につき	
A6	8112	通所型独自サービス 中山間地域等提供加算 回数				1回につき	
A6	6105	通所型独自サービス 同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合	事業対象者・要支援1(週1回程度)	376単位減算	-376	1月につき
A6	6106	通所型独自サービス 同一建物減算2		要支援2(週2回程度)	752単位減算	-752	
A6	6207	通所型独自サービス 同一建物減算3		事業対象者・要支援1・要支援2	94単位減算	-94	1回につき
A6	5612	通所型独自 サービス 送迎減算	事業所が送迎を行わない場合	47単位減算	-47	片道につき	
A6	5010	通所型独自 サービス 生活上グループ活動加算	生活機能向上グループ活動加算	100単位加算	100	1月につき	
A6	6109	通所型独自 サービス 若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算	240単位加算	240		
A6	6116	通所型独自 サービス 栄養アセスメント加算	栄養アセスメント加算	50単位加算	50		
A6	5003	通所型独自 サービス 栄養改善加算	栄養改善加算	200単位加算	200		
A6	5004	通所型独自 サービス 口腔機能向上加算Ⅰ	口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算Ⅰ	150単位加算	150	
A6	5011	通所型独自 サービス 口腔機能向上加算Ⅱ		(2) 口腔機能向上加算Ⅱ	160単位加算	160	
A6	6310	通所型独自 サービス 一体的サービス提供加算	一体的サービス提供加算	480単位加算	480		
A6	6011	通所型独自 サービス提供体制強化加算ⅠⅠ	サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算Ⅰ	事業対象者・要支援1(週1回程度)の場合	88単位加算	88
A6	6012	通所型独自 サービス提供体制強化加算ⅠⅡ			要支援2(週2回程度)の場合	176単位加算	176
A6	6107	通所型独自 サービス提供体制強化加算ⅡⅠ	(2) サービス提供体制強化加算Ⅱ	事業対象者・要支援1(週1回程度)の場合	72単位加算	72	
A6	6108	通所型独自 サービス提供体制強化加算ⅡⅡ			要支援2(週2回程度)の場合	144単位加算	144
A6	6103	通所型独自 サービス提供体制強化加算ⅢⅠ	(3) サービス提供体制強化加算Ⅲ	事業対象者・要支援1(週1回程度)の場合	24単位加算	24	
A6	6104	通所型独自 サービス提供体制強化加算ⅢⅡ			要支援2(週2回程度)の場合	48単位加算	48

サービスコード		サービス名称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A6	4001	通所型独自サービス 生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算Ⅰ(3月に1回を限度)	100単位加算	100	1月につき	
A6	4002	通所型独自サービス 生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算Ⅱ	200単位加算			200
A6	6200	通所型独自サービス 口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ(6月に1回を限度)	20単位加算	20	1回につき	
A6	6201	通所型独自サービス 口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ(6月に1回を限度)	5単位加算			5
A6	6311	通所型独自サービス 科学的介護推進体制加算	科学的介護推進体制加算			40単位加算	40	1月につき
A6	6100	通所型独自サービス 処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の 59/1000加算		1月につき	
A6	6110	通所型独自サービス 処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の 43/1000加算			
A6	6111	通所型独自サービス 処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の 23/1000加算			
A6	6118	通所型独自サービス 特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の 12/1000加算		1月につき	
A6	6119	通所型独自サービス 特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の 10/1000加算			
A6	6114	通所型独自サービス ベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の 11/1000加算	11	1月につき

※業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しません。

定員超過の場合

サービスコード		サービス名称	算定項目			合成 単位数	算定 単位		
種類	項目								
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 通所型サービス費Ⅰ	事業対象者・要支援1(週1回程度)	1,798単位	定員超過の場合 ×70%	1,259	1月につき	
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超			59単位		41	1日につき	
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		要支援2(週2回程度)	3,621単位		2,535	1月につき	
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超			119単位		83	1日につき	
A6	8003	通所型独自サービス21・定超	ロ 通所型サービス費Ⅱ	事業対象者・要支援1 ※月4回まで	436単位			305	1回につき
A6	8013	通所型独自サービス22日割・定超			要支援2 ※月8回まで			447単位	313

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス名称	算定項目			合成 単位数	算定 単位		
種類	項目								
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 通所型サービス費Ⅰ	事業対象者・要支援1(週1回程度)	1,798単位	看護・介護職員が 欠員の場合 ×70%	1,259	1月につき	
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠			59単位		41	1日につき	
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠		要支援2(週2回程度)	3,621単位		2,535	1月につき	
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠			119単位		83	1日につき	
A6	9003	通所型独自サービス21・人欠	ロ 通所型サービス費Ⅱ	事業対象者・要支援1 ※月4回まで	436単位			305	1回につき
A6	9013	通所型独自サービス22日割・人欠			要支援2 ※月8回まで			447単位	313

※介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算並びに介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能です。